

# 建築確認・中間検査・完了検査申請などに掛る手数料一覧

2015/6/1～

## 1. 確認申請時に掛る手数料

	申請する床面積の合計		確認申請手数料額 ※1 (構造計算適合性判定手数料を除く。)	計画変更確認申請手数料額 ※1 (構造計算適合性判定手数料を除く。)
	建築物	30 m <sup>2</sup> 以内		5,600円
30 m <sup>2</sup> を超え		100 m <sup>2</sup> 以内	9,400円	
100 m <sup>2</sup> を超え		200 m <sup>2</sup> 以内	14,000円	
200 m <sup>2</sup> を超え		500 m <sup>2</sup> 以内	19,000円	
500 m <sup>2</sup> を超え		1,000 m <sup>2</sup> 以内	35,000円	
1,000 m <sup>2</sup> を超え		2,000 m <sup>2</sup> 以内	49,000円	
2,000 m <sup>2</sup> を超え		10,000 m <sup>2</sup> 以内	146,000円	
10,000 m <sup>2</sup> を超え		50,000 m <sup>2</sup> 以内	249,000円	
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの		474,000円		
工作物			8,500円	4,300円
建築設備	小荷物専用昇降機		4,300円	3,300円
	エレベーター、エスカレーター、建築設備		9,600円	5,400円

※1 建築基準法第6条の3に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合は、確認申請とは別に、構造計算適合性判定を、指定構造計算適合性判定機関へ申請する必要があります。

## 2. 完了検査及び中間検査申請時に掛る手数料

	申請する床面積の合計		完了検査手数料額	中間検査手数料額	中間検査後の完了検査手数料額
	建築物	30 m <sup>2</sup> 以内		11,000円	9,900円
30 m <sup>2</sup> を超え		100 m <sup>2</sup> 以内	12,000円	11,000円	11,000円
100 m <sup>2</sup> を超え		200 m <sup>2</sup> 以内	16,000円	15,000円	15,000円
200 m <sup>2</sup> を超え		500 m <sup>2</sup> 以内	23,000円	21,000円	21,000円
500 m <sup>2</sup> を超え		1,000 m <sup>2</sup> 以内	37,000円	34,000円	36,000円
1,000 m <sup>2</sup> を超え		2,000 m <sup>2</sup> 以内	52,000円	46,000円	49,000円
2,000 m <sup>2</sup> を超え		10,000 m <sup>2</sup> 以内	124,000円	104,000円	115,000円
10,000 m <sup>2</sup> を超え		50,000 m <sup>2</sup> 以内	199,000円	167,000円	186,000円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの		396,000円	341,000円	383,000円	
工作物			9,600円	*****	*****
建築設備	小荷物専用昇降機		8,600円	*****	*****
	エレベーター、エスカレーター、建築設備		13,000円	*****	*****

注意： 1. 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替えまたは用途の変更に関する申請手数料については、該当部分の床面積に1/2を乗じた面積で計算します。ただし、用途変更の工事完了届の提出については無料です。

## 許可・認定等手数料一覧

申請内容	関係条文等	手数料額	
検査済証交付前の建築物の仮使用認定	7条の6第1項1号、2号	126,000円	
道の位置の指定、変更又は廃止	42条1項5号	50,000円	
敷地の接道義務の特例許可(43条ただし書)	43条1項	36,000円	
道路内の建築許可(公衆便所等公益上必要な建築物)	44条1項2号	36,000円	
道路内建築制限の緩和認定(自動車専用道路等の上空又は路面下)	44条1項3号	28,000円	
道路内の建築許可(公共用歩廊等)	44条1項4号	160,000円	
壁面線の指定を越える建築物の建築許可	47条	160,000円	
用途地域内の用途外建築物の建築許可	48条1項～13項	180,000円	
卸売市場等の特殊建築物の敷地の位置の許可	51条	160,000円	
建築物の容積率の特例許可	52条10項、11項、14項	160,000円	
壁面線指定に係る建ぺい率の緩和許可	53条4項	36,000円	
建ぺい率制限の適用除外許可	53条5項3号	36,000円	
最低敷地面積制限の緩和許可	53条の2第1項3号、4号	160,000円	
第一種・第二種低層住居専用地域内の高さ制限の緩和認定	55条2項	28,000円	
第一種・第二種低層住居専用地域内の高さ制限の緩和許可	55条3項	160,000円	
日影による中高層建築物の高さ制限の緩和許可	56条の2第1項	160,000円	
高架工作物内の建築物の高さ制限の緩和認定	57条1項	28,000円	
特例容積率適用地区内の特例容積率の限度の指定	57条の2第1項	2敷地で110,000円 3敷地以上の場合、1敷地ごとに32,000円を加算	
特例容積率適用地区内の特例容積率の限度の指定の取消し	57条の3第1項	6,400円	
特例容積率適用地区内の高さ制限の緩和許可	57条の4第1項	160,000円	
高度利用地区内の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置制限の緩和許可	59条1項3号	160,000円	
高度利用地区内の斜線制限の緩和許可	59条4項	160,000円	
総合設計制度による制限の緩和許可	59条の2第1項	160,000円	
再開発等促進区等内の容積率、建ぺい率又は高さ制限の緩和認定	68条の3第1項～3項	28,000円	
再開発等促進区等内の斜線制限の緩和許可	68条の3第4項	160,000円	
誘導容積率地区計画等区域内の容積率制限の緩和認定	68条の4	28,000円	
高度利用地区類似型地区計画等区域内の斜線制限の緩和許可	68条の5の3第2項	160,000円	
街並み誘導型地区計画等区域内の容積率又は斜線制限の緩和認定	68条の5の5第1項、2項	28,000円	
地区計画等区域内の人工地盤等に係る建築面積算定の特例認定	68条の5の6	28,000円	
予定道路の指定がある場合の容積率制限の特例許可	68条の7第5項	160,000円	
仮設建築物の建築許可	85条5項	108,000円	
既存建築物の増築等に係る全体計画の認定	86条の8第1項	28,000円	
既存建築物の増築等に係る全体計画の変更の認定	86条の8第3項	28,000円	
一 団 地 認 定	総合的設計による一団地の認定	86条1項	2棟で82,000円 3棟以上の場合、1棟ごとに29,000円を加算
	総合的設計による一団地の認定(連担建築物設計制度)	86条2項	1棟(既存以外)で82,000円 2棟以上の場合、1棟ごとに29,000円を加算
	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置等の認定	86条の2第1項	1棟で82,000円 2棟以上の場合、1棟ごとに29,000円を加算
	総合的設計による一団地の認定等の取消し	86条の5第1項	6,900円+棟数×13,000円
	総合的設計による一団地の住宅施設の制限の緩和認定	86条の6第2項	28,000円
一 団 地 許 可	一団地における総合設計制度による制限の緩和許可(総合的設計制度)	86条3項	2棟で238,000円 3棟以上の場合、1棟ごとに29,000円を加算
	一団地における総合設計制度による制限の緩和許可(連担建築物設計制度)	86条4項	1棟(既存以外)で238,000円 2棟以上の場合、1棟ごとに29,000円を加算
	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の制限の緩和許可	86条の2第2項、3項	1棟で238,000円 2棟以上の場合、1棟ごとに29,000円を加算
既存の建築物に対する制限の緩和(移転の認定)	86条の7第4項	28,000円	
町田都市計画に定める高度地区内における建築物の高さ制限に関する特例許可	平成16年町田市告示第172号	160,000円	